

第 10 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 4 年 12 月 2 日 (金) 午後 3 時 00 分～
2. 会 場 黒潮町役場本庁 3 階 中会議室
3. 出席委員 **【農業委員】** (13 人)
1 番 小谷健児、2 番 野坂賢思、3 番 江口千寿、4 番 山下理恵
5 番 濱口佳史、6 番 金子俊博、7 番 橋田美和、8 番 伊芸精一
9 番 松本昌子、11 番 酒井幸男、12 番 福留康弘、13 番 ハジィフ泉、
14 番 吉尾好市
【推進委員】 (7 人)
1 番 大石正幸、2 番 弘瀬正彦、3 番 若藤陽介、4 番 宮川建作、
5 番 小橋誠一、6 番 尾崎澄夫、7 番 西村節男

(事務局：事務局長 渡辺健心、書記 藤本英)
4. 欠席委員 **【農業委員】** 10 番 垣谷征志
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議
議案第 1 号 非農地証明願について (3 件)

議案第 3 号 農業経営基盤強化推進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利
用集積計画の決定について
議案第 4 号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について
 - (3) その他の討議・報告事項について

○その他

議長 それでは時間もきましたき、予定の人員も揃いましたのでこれより 12 月の定例会、今年最後の定例会ですが、早速始めたいと思います。

12 月に入りまして大変冬らしく寒くなってまいりました。急に 12 月になって寒くなりましたが、またコロナの感染者が急拡大をしております。皆さんそれぞれ気を付けて年を越していただきますようお願いを致します。また今日はこの後忘年会を予定しておりますので、全員が参加をお願いしたいと思います。それでは早速始めたいと思いますが、今日の欠席者は〇〇君が 1 名ということで、それで、今日の議事録署名人ですが、〇〇さんと〇〇さんをお願いしたいと思います。

それでは早速議事に入りたいと思います。

すいません、先月の 24 日に農業会議の会長局長会がありまして、その中で黒潮町から 3 名、表彰状をいただきました。先に表彰状の授与を行いたいと思いますが、〇〇さんがおられませんので、〇〇さんと〇〇さん、前の方に来ていただきたいと思います。授与をしたいと思いますので。

表彰状。〇〇様。あなたは 3 年に渡り農業委員会の委員として農業行政の執行と地域農業の振興に尽力されました。その功績は誠に大きいものがあります。ここに表彰状を送り、その榮譽を讃えます。令和 4 年 11 月 24 日。一般社団法人高知県農業会議会長、大野哲。おめでとうございます。

〇〇さん。

表彰状、〇〇様。以下同文です。おめでとうございます。

もう 1 人、〇〇さんが表彰をもらいましたが、そのまま藤本の方から渡すようでございますので。

それでは早速議事に入りたいと思います。第 1 号議案、非農地証明について 3 件出ております。1 番より順次事務局の方から説明をお願いします。

事務局 それではご説明をさせていただきます。1 ページをお願いします。

1 ページ議案第 3 号と書いてますが議案第 1 号です。訂正をお願いします。

議案第 1 号、非農地証明願 3 件でしております。

まず番号 1 番、願出人〇〇さんです。願出地としまして、黒潮町有井川字ホキノ前、田、312 m²です。理由としまして以前耕作を行っていたが、約 70 年前に住宅を建て現在に至るとのことです。

2 ページからお願いします。場所が有井川の集落ですけども、国道から入ってきまして、塩田の魚屋さんのちょっと過ぎて少し行ったあたりの場所になります。こちらですが、町の空き家バンクの方に登録したようで、既にそこに住まわれる方が決定したそうです。それにあたり所有権を移転させるということで、その前に農地そのままになっていた土地を今回変更させたいということで、非農地証明願が上がってきたものです。

続きまして 3 ページがゼンリンの地図となっております。

続きまして4ページが拡大の航空写真です。こちら以前、前回の申請者の〇〇さんのお父さん、〇〇さんという方がお住まいだったようなんですけども、お亡くなりになって、家が空いていたということで、空き家バンクに登録していたようです。

続きまして5ページが公図となっております。

続きまして6ページが現況写真です。

こちら農用地の区域外となっております利用権の設定もありません。

事務局からは以上です。

議長 今事務局の説明がありましたが、担当委員さんの方で捕捉説明あればお願いします。

〇〇委員 今言われたことがほとんどですが、本人は子どもさんが、息子さんが〇〇へ住みよる人で、親御さんの方、先ほど言われましたけど、お父さんの方はかなり前に亡くなって、お母さんが10数年前くらいまで住んでいたそうです。お父さん昔大工さんしよった人でちょっと耕作という形でかいちょうけんど、前の土地を人に分けてもらって、ここに家建てたがやないろうかというが自分が引き継ぎしたことです。

以上です。

議長 今〇〇さんの方からも説明がありました。もう既に家建っちゃおう。

事務局 そうですね、約70年前に。

議長 この赤線みたいになっちゃおうけど、屋敷の中に入っちゃおうがやね。

事務局 そうですね。

議長 わかりました。何かこの件につきまして質疑質問は。

〇〇委員 70年前からゆうたけんど、今になってから非農地証明出てきたらね、家建っちゃったがよね。今まで70年間ずっと農地として出したが。ほいた固定資産は農地でかかるようながやろか。

事務局 固定資産は現況で判断されるので、恐らく宅地で課税がされていると思います。

〇〇委員 種目が農地じゃったとは関係ない。

事務局 固定資産についてはその評価ゆうか、評価委員が見て宅地やったら宅地にゆうことやな

いろいろかと思うがやけんど。いいですかね。

他に何か質疑ありませんかね。なかなか農地には戻りそうにないと思うがやけんど。いいですかね。それでは非農地証明願の1番につきまして、承認を受けたいと思います。この非農地証明願1番につきまして承認をされます方挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。1番につきましては承認をされました。

続きまして非農地証明願の2番、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 非農地証明願の番号2番です。

願出人、〇〇〇〇さんです。願出地としまして、浮鞭の字西尾屋敷、畑、190 m²、同じく浮鞭字西尾屋敷、畑、203 m²です。願出理由としまして、平成14年頃、事情により耕作をやめ、その後草木が生えるなど荒地となっていたとのこと。

7ページからお願いします。まず航空写真になりますが、場所としまして鞭の上の集落になります。その下の方に浮鞭の集会所がありますが、そこから鉄道の線路の方に、ちょっと北側の方に進んでいった集落の中にある場所となります。

8ページが同じくゼンリンの地図になっております。

続きまして9ページが拡大の航空写真です。

続きまして10ページが公図になっております。

続きまして11ページが現況の写真となっています。11ページの現況写真ですが、整地がされているように見えます。ながですが、実際ですな駐車場とかとして使っているということで、かなり土は締め固められた状態にはなっていました。なかなか耕作はできないということで、今回その願出があったものです。

こちら農用地区域外となっております利用権の設定もありません。

事務局からは以上です。

議長 今事務局の方からの説明がありました。担当委員さんの方で捕捉説明あれば。

〇〇委員 日曜日に〇〇さんと確認に行ったのですが、11ページの写真にみてもろうたら、すぐ耕したらトラクターたたいたらすぐ畑になりそうな、非農地にみられん言うて。詳しいことは本人が〇〇さんに相談にいったそうです。

〇〇委員 ここは隣に〇〇さんゆうて方が以前、30年ば前ですが、イチゴのハウス建ててここやりよって、そのまま利用してゴルフの練習みたいなよ。ネットとネット張って練習みたいなことしよったがやけんど。ここを非農地で認めていただいたらたぶんうちがまた定例会に今度は売買の件で出てくるがやないろうかゆうがで、できたら非農地にしてもろうたらという。

議長 売買ゆうがは宅地として売るが。

〇〇委員 そうそう。最初から宅地で購入するというがは難しいから一回非農地にしてもろうて、それから売買してもろうたらと。

議長 今〇〇さんの方から説明がありましたが、何かこの件について質疑質問ある方。

〇〇委員 これ平成14年から耕作をやめたゆうて出とるんやけど、この航空写真は平成22年の写真でね。9ページなんかでも。この時点ではまだ作りようゆうことやろ。

議長 ハウスゆうもんはいつ頃までやりよった、イチゴの。

〇〇委員 20年くらい前までイチゴの。

議長 それ以降はもう耕作してない。

〇〇委員 してない。今も言よったようにちょっときれいなけん、ちょっとこれ、認可するがちょっと難しいがやないろうかと言よったけど。実はここの土地を購入した人は移住した言よって、津波の関係で高台移住したという話を聞いたがやけど、この人がそういう話があがってきてました。

議長 別に5条許可申請でもかまざったと思うがやけんどね、5条で。ずっとこの管理はしよったがやろ、農地としては利用しよらんけんど、駐車場とかあれとかで、管理はしよった、で、こんなにきれいながやろうとは思うがやけんどね。

〇〇委員 家のすぐ前の人やけど、地権者が。これの話ちらっと聞いたけど、ただこれに面した道路が2mばあしかないがよ。やから横の土地は倉庫で借る場合に資金を、3mないけん難しいぜゆう話はずっとしてきたがやったけどね。もう他に土地がないとゆう。

事務局 建築確認とかの面で難しいかもしれんということですかね。

議長 道路の幅がいるがやろうね。

〇〇委員 軽がようような道路ながやけん。やけん難しいぜゆうた。

議長 家建てる建てるは自分らの管轄やないけど、非農地にするかせんかの問題やけん。

〇〇委員 たまたま自分が行きおうたがやったけどね、あら手前に消防屯所があつて、その隣に祠みたいなのがあるところやないかね。その見た目の感じこれを非農地にするゆうがやったらね、今から出てきたが全てせないかん。ずっと耕作、パツとしたらすぐものいれる状態やけんよ。目的が最初から宅地ゆうことやったらまた別の方法があるがやろうけどよ、これを非農地証明するがやったらすべて今からでてきたがせないかん。あれやったら皆にみてもらい、写真の通りやけんよ、現況写真の。すごいきれいな。木が2本まぎるがあるばのこと。

〇〇委員 11 ページの写真で、手間になるの何、これマンホール。

議長 ここに何かあるね。ゴルフ打ちよつたがのマット。けんどもつにしたらちよつとふといね。

〇〇委員 これの北側の右手に2階建ての家が〇〇さんとこやけんよ、ここの木のあたりね、いっぱいゴルフ打ちようがいっぱいあるがやけん。ネットもしちよつてね。ネットは撤去したみたいやけんよ。

〇〇委員 これ非農地でしたら全部せないかんなりやせんかえ。

議長 ちよつと見た感じでは非農地としては認めがたいというようなこともあらね。先に〇〇君がゆうたようにこれ認めるがやったら全部もう非農地として認めにや、出てきたものは全部認めないかんというようなあれも出てくらね。

〇〇委員 先も言うたように5条申請で。

議長 どうしてもそこへ家建てるがやったら、5条申請でも宅地として借り受けちよつて家を建てて、後で購入するということやったら5条申請でもいけせんろうかと思うがやけんよ。非農地としては皆の意見聞く限りでは認めがたいということやけんよ。

何か他にこの件について意見ありませんかね。〇〇さんら経験長いけんよどう思う。

〇〇委員 きれいなすぎる。

議長 きれいすぎるゆうこと。

〇〇委員 この写真見る限り、現地は見ちょらんけんよんな状況かわからんけど、この写真を見る

限りではきれいなすぎる。

議長 だいたいみんなの意見が非農地としては認めがたいと。そういう意見でしょうか。一応承認もらわんといかんで、非農地として承認されます方举手願います。

(挙手なし)

賛成ゼロで否決ということになりました。非農地証明願の2番については否決と。認められないということで。

続きまして非農地証明願の3番、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 それではまた1ページをお願いします。

願出人〇〇〇〇さんです。願出地としまして黒潮町下田の口字カシワ、畑、165㎡。願出理由として約30年前まで耕作をしていた。その後、耕作をやめたことにより現在は山林となっているとのことです。

12ページからお願いします。まず航空写真ですけども、場所の方が田の口から田野浦の方へ行く県道沿いをちょっと降りて、山入って行ったところ。コウジン山の避難場所などがすぐ近くになります。右側にある田の口の集落からはこの山に上がってきて避難場所として使っているというふうな場所になります。

13ページが同じくゼンリンの地図となっております。

続きまして14ページが拡大の航空写真です。この下に見える道路が田の口と田野浦を結ぶ県道となっております。

続きまして15ページが公図となっております。16ページが現況写真となっております。こちらですけども非農地証明後は所有権の移転、売買を予定されているとのことです。

農用地の区域外となっております利用権の設定もありません。

事務局からは以上です。

議長 今事務局の方より説明がありました。担当委員さんの方で補足説明あればお願いします。

〇〇委員 11月29日にお電話の方で聞き取りをしました。以前はご両親が畑で野菜などを作っていたそうですが、早く亡くなり、ご本人が仕事を継いだため、農作物を作ることができなくなり、そのまま荒地になったそうです。現場も竹藪になっていたり、木も生えていたりしてとてもできるような状態ではないと思います、

議長 今、〇〇さんの方からも説明がありました。見る限り、山みたいなものですが、この件につきまして質問ある方举手願います。

これは田野浦方面へ行くがの右側、左側。

事務局 左側です。

議長 下田の口側やね。

事務局 下田の口から避難場所としてあがってくる場所。

〇〇委員 全くの山じゃここは。

議長 前に出ちよったとこと違うが。

事務局 そのすぐそばです。あこと同じ山です。

議長 まこと、以前非農地証明で出たところの隣みたいですが。消防屯所からちょっと田野浦の方に行ったがの左にこう上がる道になりますが、あそこらあたりみたいですが。ほとんど自分も見るとは山です。

事務局 売買が予定されているということですが、購入した方はできれば切り開いて、避難場所とかで使えるようにできるだけ地域で活用したいということをおっしゃっていました。

〇〇委員 16 ページ、現況写真。お地藏さんでもあるが。

議長 この線の中の。何か影でこんななっちょるがやないかね。

事務局 そうですね。全然これは気づかなかった。説明の時にもそんな話なくて全然気にもとめなかったがですけど。

議長 全然言われなわからんけど、まことこんまいお地藏さんみたいなね。

事務局 墓地などは全くないところですね。

議長 何かの石かなんかやろ、切り株とか。

(委員同士談義)

写真撮りに行った限りではなんちゃなかつた。質問ありませんかね、質疑。もうこれはなかなか復元がしにくいと思いますけど。いいですかね。

それでは非農地証明願 3 番につきまして承認をされます方举手願います。

(举手全員)

挙手全員です。3番につきましては承認をされました。

続きまして議案第2号、農業経営強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第2号の利用権設定の資料をお願い致します。

こちらですね、中間管理の分と相対がそれぞれ出てきておりますが、中間管理の分がすべて〇〇さんに貸付ける分となっておりますので、こちらまとめてご説明をさせていただきます。

1ページの方が〇〇さんがお借りする分で再設定の分です。2ページ目、3ページ目が新規の設定となるようです。

それではまず最初の分からご説明をさせていただきます。再設定の分なので、まずお名前のご紹介と場所のご説明にさせていただきます。貸付人、〇〇さん。同じく〇〇夫さん。〇〇さん。〇〇さん。〇〇さん。〇〇さん。〇〇さんです。場所としまして、出口の字シンガイと田野浦の西間となっております。すべて〇〇さんですので、作目としては果樹となっております。こちら今まで設定していた分の更新ということになります。

それから2ページ目からご説明します。

まず4-92が〇〇一さんです。つづきまして〇〇さん。〇〇さん。〇〇さん。〇〇さん。〇〇さん。同じく〇〇さん。同じく〇〇さん。〇〇さんです。場所の方はすべて田野浦の西間となっております、作目がすべて果樹です。

3ページ目の方にもあります。貸付人さんですけども〇〇さん。〇〇さん。同じく〇〇〇〇さんです。そうですね、場所の方が田野浦の西間と釜ノ口、塩入となっております。作目はすべて果樹となっております、期間がすべて10年間の設定となっております。

続きまして4ページ目ですけど、これが相対の分でこれまで設定してる分の更新となります。

貸付人が〇〇〇〇さん。借受人が同じく〇〇〇〇さんです。こちらですね、前回12月までの1年間の利用券設定がされたもので、今回がですね、9月末までとなっております。というのが、こちらの場所が、10月頃から〇〇さんが電波塔の工事をするようで、そのためにちよっとお貸しするということです。

電力会社の工事については公共事業と関連するところもあるので、そういった作業に作業道に使うであるとか、作業に資するものであれば使っても構わないということが農地法でもうたわれてますので、そこは事務局の方で整理はしておきたいと思えます。

こちら作目は水稲となっております、使用貸借となっております。

今回の利用権設定合計で3万3,978㎡となっております。

事務局からは以上です。

議長 今事務局の方から説明がありました。皆さん何かこの件につきまして質疑質問ありませ

んかね。

〇〇委員 御坊の電波ゆうたらどんな。

事務局 鉄塔ゆうていよったがですけど、電力を供給するための鉄塔を作るゆうてゆうことで。

議長 田んぼの中へやるが。

事務局 作るのは山の上です。田の口の。

〇〇委員 無線とは違うが。

事務局 その内容聞き取ってなかったですが。

〇〇委員 携帯やったらわかるが。

〇〇委員 鉄塔を直しよう。材を置いて昔の木張るみたいなあれ。伊与喜の山の上の裏でやりゆうがは昔から木出したりするような、あれ結構直しよったね。

議長 電波塔ゆうがは電力やないがやない。電気じゃないかね、電気やき。

〇〇委員 四国電力やった高圧線の鉄塔を補修したいいうときに、伊与喜で田んぼをちょうど借って、そっから。

議長 いっぺん伊与喜でやったね。伊与喜かね、あったね。

(数名が談義)

何か他にないですかね。〇〇君ゆうたら御坊の人かね。御坊か。田の口か思いよった御坊か。何か他にないですかね。利用権の設定について。新規の設定のがも田野浦、出口すべて〇〇さんか。

事務局 すべて〇〇です。中間管理は。3 ページまで〇〇さん。

議長 これば作ってくれたえいことはえいがね。何かこの件についてないですかね。ないようでしたら承認を受けたいと思います。この利用券の設定ですが議案第2号につきまして承認をされます方挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。議案第2号、利用券の設定については承認をされました。

それでは4-64からお願いします。

続きまして議案第3号、認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議、一件出ております。

事務局の方より説明をお願いします。

事務局 縦に印刷した議案第3号と修正させてもらっていますが、こちらの資料をお願いします。認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議1件出ております。

申請者として〇〇さん。内容として、〇〇、〇〇の方になるがですけども〇〇の冷凍機器設備改修となっております。ページの方が3ページからお願いします。申請者〇〇さんですが、〇〇の方で栽培を行っている方で、ご家族で栽培を行っております。その下の方ですけども、資産としまして、こちらの方に出ております。施設栽培であったり、水稲の田んぼなども耕作されております。その真ん中あたり、農業施設とありますが、〇〇がですね、ここに3つありまして、この冷凍機器設備を改修するということになっております。

4ページにいきまして、農業収支なんです、〇〇と〇〇となっております。その下の方なんです、資金計画としまして、〇〇〇〇となっております。

また上の方に戻りますが、事業内容としまして、冷凍庫とリビットクーラーの更新をし、生産性の維持向上と、電気料の削減のためとありまして、クーラーとこの冷凍機合わせて13台を更新する。一部今まであったものを取り換えて新規でも何台か取り付けるという事業のようです。

次の6ページの方がこちらの見積書となっております。主に機器の取り付けや基本設備の解体、撤去などを高知市の会社になるようですが、こちらへ依頼するようです。

次の8ページの見積書、こちらがですね、主に取付工事ということで、〇〇ということで上がってきております。

次の9ページからカタログなどになっています。

大きく分けたらその冷凍機というのがだいたいこの11ページにあるようなこの機器で、クーラーの方が12ページにのってるような、こういった機器となっております。

場所の方なんです、18ページの方をお願いします。ちょっとこちらが熊井になります。左上の方に〇〇がありましてここを通っているのが国道です。この〇〇さんが耕作されている場所がここで緑色で色付けをしている田んぼでして、この真ん中あたりに書いているのが作業場となっております。

事務局からの説明は以上です。

議長 今事務局の方から説明がありました。何かこの件につきまして借入金につきまして、質疑質問ありませんかね。

〇〇委員 前にシメジの倉庫やなしに作業場うかね、あれを建てちゃったときに、許可前に建てて。そんな事あったけど、名義がどうなっちゃおうがかなと。

議長 農地パトロールで1回行ったね、工場むいてね。

〇〇委員 中見せてもろうたね。

議長 えらい〇〇ゆうがはえらい半端、えらい〇〇にするためのあれやろうかね。

〇〇委員 今自分くら使いゆうがね、それがやっぱし新しいガス、温暖化を抑えるためのガスがあって、自分くらもほんとは新しいクーラー、冷凍機そのフロンガスのにしたら、環境的にもえいがやろうし、それと今の新しい技術、電気代が安くなるという形にゆうて、なかなか1ついろいろやり替えるゆうたらほんとに〇〇とか〇〇とか、培養室ばあにしたち〇〇くらいかかると。僕らようせんき。けんどガスがないなつたときに、今の使いゆうがなんとかせねば。

議長 何かこの件につきまして質疑ありませんかね。借入金につきまして。ないですかね。なければ承認を受けたいと思います。それではこの借入金の資金計画につきまして承認をされます方挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。議案第3号につきましても承認をされました。

議案が済みましたのでいったん記録を止めたいと思います。

(午後3時44分終了)